

◎ 沖縄県・交通安全通信

道路交通法の一部改正について



特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)に関する新たな交通ルールの適用

令和5年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)のうち、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)の交通方法等に関する規定が施行され、**一定の基準に該当する電動キックボード等については、「特定小型原動機付自転車」として運転免許が不要**となるなど、新たな交通ルールが適用されます。

正しく理解し、安全な利用を心がけましょう！！

簡単にまとめると
「特定小型原動機付自転車」は…

- 運転免許が**不要**に
- ヘルメット着用が**努力義務**に
- **例外的**に歩道又は路側帯を通行できる場合あり

「特定小型原動機付自転車」とは、次の基準を全て満たすもの！！

【車体の大きさ】

長さ:1.9m以下 幅:0.6m以下

【車体の構造】

- ・ 定格出力が0.6kW以下であること。
- ・ 時速20kmを超えて加速することができない構造であること。
- ・ 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。
- ・ オートマチック・トランスミッション(AT)であること。
- ・ 最高速度表示灯(灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの)が備えられていること など

例外的に歩道又は路側帯を通行できる場合とは？

特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす場合に限り、歩道を通行することができる。

【特例特定小型原動機付自転車とは】

特定小型原動機付自転車のうち、**次の①～⑤を全て満たすもの**で、他の車両を牽引していないもの。

※ 遠隔操作により通行させることができる場合を除く

- ① 歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させること。
- ② 最高速度表示灯を点滅させている間は、車体の構造上、時速6kmを超える速度を出すことができないものであること。
- ③ 側車をつけていないこと。
- ④ 走行中、ブレーキが容易に操作できる位置にあること。
- ⑤ 鋭い突出部のないこと

全ての歩道が通行できるわけではない！！

注意

特定小型原動機付自転車

かつ

特例特定小型原動機付自転車の基準を全て満たす

かつ

「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道に限られる！！



【令和5年7月1日から適用】

		原動機付自転車	
車両区分		一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車
定格出力等		総排気量50cc以下又は 定格出力0.6kW以下	定格出力0.6kW以下
車体の 大きさ	長さ	2.5m以下	1.9m以下
	幅	1.3m以下	0.6m以下
	高さ	2.0m以下	-
運転免許		原動機自転車が運転可能な 運転免許が必要	不要 (16歳未満は運転禁止)
ヘルメットの着用		必要	努力義務
速度制限		時速30km以下 ※ 法定速度	時速20km以下 ※ 歩道は時速6km以下
最高速度表示灯		不要	必要
自賠責保険		必要	必要
ナンバープレート装着		必要	必要
通行 場所	車道	○	○ ※ 時速20km以下 (最高速度表示灯:緑色点灯)
	自転車専用 レーン	×	
	路側帯	×	△ ※ 時速6km以下 (最高速度表示灯:緑色点滅) ⇒ 特例特定小型原動機付の条件 を全て満たす場合のみ
	歩道 ※注意	×	

交通ルールの遵守！！

- **16歳未満の者の運転禁止！！**【罰則】6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
運転免許は不要ですが、16歳未満の者が特定小型原動機付自転車を運転するのは**禁止！！**
- **車道通行が原則！！**（例外あり）
車道と歩道又は路側帯の区別のあるところでは、車道を通行しなければなりません。（自転車道も通行可）
道路では、原則として左側端に寄って通行しなければならず、右側通行してはいけません。
特例の基準（時速6km以下等）を全て満たす場合は歩道（※注意）を通行することはできますが、歩行者が優先であり、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければなりません。
- **飲酒運転の禁止！！**【罰則】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等
酒気を帯びた状態で車両を運転してはいけません！！（特定小型原動機付自転車も車両です！）
- **乗車用ヘルメットの着用！！**
特定小型原動機付自転車に乗車する際のヘルメット着用は努力義務ですが、自分の命を守るためにも乗車用ヘルメットを着用しましょう！！
- **信号機に従う義務**【罰則】3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等
道路を通行する際は、信号機の信号等に従わなければなりません！！
特に、次の場合は歩行者用信号機に従わなければなりません。
 - ・ 歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合
 - ・ 特例特定小型原動機付自転車が歩道を進行して道路を横断する場合
- **損害賠償責任保険等への加入**
特定小型原動機付自転車は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済への加入が義務づけられています。
特定小型原動機付自転車による交通事故でも、運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがあるので、いわゆる任意保険にも加入するようにしましょう！！